よくあるお問い合わせ《Q ＆ A》

Q：標章の有効期間はどれくらいですか。
A：有効期間は３年間です。

Q： 標章の有効期限が近くなってきました。更新手続きはどうしたらよいのでしょうか。
A：新規の申請時と同様の手続きとなります。住所地を管轄する警察署へ申請をしてください。
新しい標章が交付された場合、現在交付されている標章は返納することとなります。

Q：再交付の手続きについて教えてください。
A：標章を誤って紛失したり、盗難被害に遭われたりした場合は、申請時の必要書類に加えて
・てん末書（様式は問いません。）
を添付しての申請をお願いします。
なお、再交付申請の際には必ず事前に警察署等にて遺失届（紛失の場合）又は被害届（盗難の場合）を出しておいてください。

Q：体調が悪く申請に行けません。代理人に申請を頼んでも大丈夫ですか。
A：問題ありませんが、代理人の方が申請をする場合は必要書類の他に
・委任状（本人が作成したものに限る。）
・代理人の自動車運転免許証又は健康保険証等（身分確認のため）
が必要となります。
また、身体障害者の等級表以外の等級等の方で歩行困難のため、申請を希望される方については、警察官が歩行困難の程度、状態を直接確認しますので、申請者ご本人が警察署に来ていただく必要があります。

Q：他県に行く予定があります。この標章は三重県以外でも使えるのでしょうか。
A：この標章は、各都道府県公安委員会の規定によってそれぞれ定められており、各都道府県によって運用が若干異なります。
使用予定先の都道府県公安委員会（警察本部）に確認をしてください。